

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

マージン率は以下の算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣の料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入 (消費税含む))

対象期間：令和3年12月1日～令和4年11月30日

事業所名称	： 株式会社 いいチーム
事業所の所在地	： 〒503-0223 岐阜県瑞穂市穂積1814番1
派遣許可番号、許可年月日	： 派21-300034 平成27年10月1日
① 派遣労働者の数(令和5年6月1日現在の状況)	48人
② 派遣先の実数(事業年度あたりの件数)	4件
③ 労働者派遣の料金の平均額(1日8時間当たり換算)	15,326円
④ 派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり換算)	9,913円
⑤ マージン率・・・(③-④)÷③	35.3%
⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項…派遣前教育、安全衛生教育	
⑦ マージン率に含まれるもの…	雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料、その他(福利厚生費、教育訓練費、募集採用費、営業・労務管理費、賃料その他営業経費等)が含まれております。

キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練	対象者	方法	実施時期	訓練費の負担	賃金の支払
入職時研修(働く基本心得、ルールと衛生)	全派遣労働者	OFF-JT	1年目	無	有
ヒューマンスキル研修	全派遣労働者	OFF-JT	1年目	無	有
ものづくり教育研修	全派遣労働者	OFF-JT	2～3年目	無	有
品質管理プログラム研修	全派遣労働者	OFF-JT	3年目	無	有
現場リーダー教育	全派遣労働者	OFF-JT	3年目	無	有

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している(協定書の有効期間の終了日:令和7年3月31日)

・協定対象派遣労働者の範囲(食料品製造業務に従事する従業員等)

※キャリアコンサルティングの相談窓口及び連絡先:人材開発部 電話番号 058-329-0655

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

マージン率は以下の算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣の料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入 (消費税含む))

対象期間：令和3年12月1日～令和4年11月30日

事業所名称	： 株式会社 いいチーム 西日本事業部
事業所の所在地	： 〒555-0041 大阪府大阪市西淀川区中島1丁目19番40号 パークグリーン中島1階106号室
派遣許可番号、許可年月日	： 派21-300034 平成27年10月1日
① 派遣労働者の数 (令和5年6月1日現在の状況)	78 人
② 派遣先の実数 (事業年度あたりの件数)	2 件
③ 労働者派遣の料金の平均額 (1日8時間当たり換算)	15,031 円
④ 派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間当たり換算)	9,867 円
⑤ マージン率・・・(③-④)÷③	34.4 %
⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項…派遣前教育、安全衛生教育	
⑦ マージン率に含まれるもの…	雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料、その他(福利厚生費、教育訓練費、募集採用費、営業・労務管理費、賃料その他営業経費等)が含まれております。

キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練	対象者	方法	実施時期	訓練費の負担	賃金の支払
入職時研修(働く基本心得、ルールと衛生)	全派遣労働者	OFF-JT	1年目	無	有
ヒューマンスキル研修	全派遣労働者	OFF-JT	1年目	無	有
ものづくり教育研修	全派遣労働者	OFF-JT	2～3年目	無	有
品質管理プログラム研修	全派遣労働者	OFF-JT	3年目	無	有
現場リーダー教育	全派遣労働者	OFF-JT	3年目	無	有

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期間の終了日:令和 7年 3月 31日)

・協定対象派遣労働者の範囲(食料品製造業務に従事する従業員等)

※キャリアコンサルティングの相談窓口及び連絡先:人材開発部 電話番号 058-329-0655